

エココミュニティ会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市環境基本条例第20条に基づき、各地域で設置される環境まちづくりを進める地域活動推進組織である「エココミュニティ会議」(以下「会議」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 会議は、各地域が自主的に設置するものとする。

2 会議は、中学校区を基本単位とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、小学校区等地域の実態に応じた範囲を設置単位とすることができる。

3 会議の設置にあたっては、エココミュニティ会議設置申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を得るものとする。

(決定)

第3条 市長は、前条第3項に基づく承認を行った場合は、当該申請者に通知を行うものとする。

(運営)

第4条 会議は、各地域における各世代や事業所等の様々な地域主体の意見等を反映できる体制を整えるとともに、自主的かつ主体的に運営するものとする。

2 会議は、環境計画推進パートナーシップ会議と協働して、環境計画に定めた環境目標の達成に向け、各種事業を推進するものとする。

(所掌事務)

第5条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域の環境課題を抽出し、課題解決に向けた活動に関すること
- (2) 地域における環境まちづくり推進のためのルールづくりに関すること
- (3) その他地域における環境まちづくり推進のために必要な事項

(組織)

第6条 会議においては、5人以上で構成し、次の各号に掲げるもので組織する。

- (1) 地域団体関係者
- (2) 地域における環境まちづくりに関心のある15歳以上の地域在住、在勤、在学者
- (3) 市職員
- (4) その他会議の長が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げないものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(世話役の選任)

第8条 会議に概ね次の各号の世話役を置く。

- (1) 代表者
- (2) 書記
- (3) 会計

2 代表者は、委員の互選により選任する。

(会合)

第 9 条 会合は、必要に応じて代表者が招集し、代表者が議長となる。

2 会合は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第 10 条 代表者は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(市の支援施策)

第 11 条 市は、会議の設置および活動の推進にあたって、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 会議の活動等の広報及び普及啓発
- (2) 会議の設置、運営に対する助言、情報の提供
- (3) 会議の活動に対する補助金の交付
- (4) その他市長が必要と認める支援

(補助金等)

第 12 条 会議は、西宮市環境計画に基づく取り組みを進める場合、別途定める要綱(エココミュニティ会議活動補助金交付要綱)に基づき、市から補助金を受けることができる。

(活動計画および報告)

第 13 条 会議は、毎年度当初に年間活動計画を立て、年間活動計画書(様式第 2 号)を市長へ提出するものとする。

2 会議は、毎年度末又は活動終了後、年間活動報告書(様式第 3 号)を速やかに市長へ提出するものとする。

(公開)

第 14 条 会議は、活動の状況等について、これを公表するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議において会則等で定めることができる。

付 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から実施する。

この要綱の施行後、最初に開催される会議で選任された委員の任期は、第 6 条の規定に関わらず選任の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から実施する。

西宮市長 様

年間活動計画書

下記のとおり、(年度) 活動計画を提出します。

団体名	エココミュニティ会議	
代表者名		
住所		
電話 / FAX 番号		
活動計画		
1 . 実施内容		
2 . 実施時期 (期間)		
3 . 予算		
備考		

その他活動計画資料があれば添付してください。

西宮市長 様

活動結果報告書

下記のとおり、(年度) 活動結果を提出します。

団体名	エココミュニティ会議
代表者名	
住所	
電話 / FAX	
実施日時	
実施場所	
実施結果	(実施期間、参加人数等を記入してください。)
実施の効果	

資料、実施状況の写真等あれば添付してください。

実施結果、実施の効果については別紙として差し支えありません。